# 再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱

平成27年1月26日実施

東京電力株式会社

# Ⅰ　総　　　　則

## 1　適　　　　用

(1)　この再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（以下「この要綱」といいます。）は，当社と電気需給契約を締結している者または当社との接続供給契約における需要者が，当社が維持および運用する供給設備に再生可能エネルギー発電設備を連系し，自ら消費する電力を除いた電力（当該再生可能エネルギー発電設備から発生する電気に限るものとし，以下「受給電力」といいます。）を当社に供給し，当社がこれを受電する場合の契約（以下「受給契約」といいます。）の条件を定めたものです。

(2)　この要綱は，次の地域に適用いたします。

栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県，静岡県（富士川以東）

## 2　要 綱 の 変 更

当社は，この要綱を変更することがあります。この場合には，料金その他の受給条件は，変更後の再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱によります。

## 3　定　　　　義

次の言葉は，この要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1)　発　　電　　者

この要綱にもとづいて当社と受給契約を締結する者をいいます。

(2)　発 電 設 備 等

発電者が設置した発電設備または二次電池等で放電時の電気的特性が発電設備と同等である設備をいいます。

(3)　再生可能エネルギー発電設備

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第2条第4項に定める

エネルギー源を電気に変換する設備およびその附属設備をいいます。

(4) 認 定 発 電 設 備

再生可能エネルギー特別措置法第６条に定める認定（以下「設備認定」といいます。）を受けた再生可能エネルギー発電設備をいいます。

(5) 小出力発電設備

電気事業法にて定められた小出力発電設備をいいます。

(6) 最 大 受 電 電 力

当社が受電する電力の最大値（キロワット）で，発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた値をいいます。

(7) 再生可能エネルギー買取制度

再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい，電気事業者が再生可能エネルギー電気の調達を行なう仕組みをいいます。

(8) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

## 4 単位および端数処理

この要綱において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

(1) 最大受電電力の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(2) 受給電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(3) 料金その他の計算における金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

## 5 実 施 細 目

この要綱の実施上必要な細目的事項は，そのつど発電者と当社との協議によ

って定めます。

## Ⅱ　契約の申込み

### 6　接続検討および受給契約の申込み

発電者が新たに受給契約を希望される場合は，あらかじめこの要綱を承認のうえ，次の手続きにより，電力受給の申込みをしていただきます。ただし，低圧で連系する場合は，(1)の接続検討に係る規定は，原則として適用いたしません。

(1)　接続検討の申込み

イ　当社は，電力受給にあたり，供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「接続検討」といいます。）をいたします。

なお，接続供給契約等により既に連系されている地点については，接続検討を省略することがあります。

ロ　発電者は，受給契約の申込みに先だち，所定の申込書により，接続検討の申込みをしていただきます。

ハ　検討期間および調査料

(ｲ)　当社は，原則として接続検討の申込みから３月以内に検討結果をお知らせいたします。

(ﾛ)　当社は，１地点１検討につき20万円に消費税等相当額を加えた金額を調査料として，接続検討の申込み時に発電者から申し受けます。ただし，検討を要しない場合には，調査料を申し受けません。

(2)　受給契約の申込み

発電者は，次の事項を明らかにして，所定の様式によって受給契約の申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。

イ　設置場所

ロ　発電設備等の概要

ハ　最大受電電力（低圧で連系する場合を除きます。）

ニ　当社との電気需給契約等の内容

ホ　受給開始希望日

ヘ　料金の振込先口座

ト　設備認定に係る事項

チ　その他必要な事項

## 7　受給契約の成立および契約期間

(1)　受給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2)　契約期間は，次によります。

イ　契約期間は，受給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって発電者または当社から別段の意思表示がない場合は，受給契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　契約期間満了前であっても附則3（再生可能エネルギー買取制度における料金の適用期間）に定める料金の適用期間が満了する場合には，料金の適用期間の満了の日をもって契約期間が満了するものといたします。

　なお，この場合で，契約期間満了に先だって発電者または当社から別段の意思表示がないときは，受給契約は，契約期間満了後もこの要綱に定める再生可能エネルギー買取制度の対象以外の契約として，1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

## 8　電気方式，周波数等

電気方式，周波数，標準電圧，責任分界点および財産分界点は，次のとおりといたします。

(1)　発電者が当社と電気需給契約を締結している場合は，その電気需給契約と同一といたします。

(2)　発電者が当社との接続供給契約に属している場合は，その接続供給契約と

同一といたします。

## 9　契 約 の 単 位

契約の単位は，原則として次のとおりといたします。

(1)　発電者が当社と電気需給契約を締結している場合には，その１電気需給契約に対応して１受給契約を結びます。

(2)　発電者が当社との接続供給契約に属している場合には，１発電場所につき１受給契約を結びます。

## 10　電力受給の開始

(1)　当社は，発電者の受給契約の申込みを承諾したときには，発電者と協議のうえ受給開始日を定め，受給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電力受給を開始いたします。

(2)　当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた受給開始日に電力受給を開始できないことが明らかになった場合には，その理由をお知らせし，あらためて発電者と協議のうえ，受給開始日を定めて電力受給を開始いたします。

## 11　電力受給にともなう発電者の協力

発電者は，発電者の発電設備等と当社の系統との連系にあたり，電気設備に関する技術基準を定める省令，電気設備の技術基準の解釈，電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他の法令等，および次の事項を遵守するものといたします。

なお，電気設備に関する技術基準を定める省令，電気設備の技術基準の解釈，電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他の法令等に変更がある場合には，変更後の扱いを遵守することといたします。

(1)　発電者の発電設備等と当社の系統との連系を行なう場合は，当社の供給信頼度と電力品質の面で電気を使用する他のお客さまに悪影響を及ぼさないこととし，また，人身安全および設備保全の面で電気作業者の安全確保，当

社の供給設備または電気を使用する他のお客さまの設備の保全に悪影響を生じさせないものとしていただきます。

なお，とくに必要がある場合には，発電者の負担で当社の供給設備を変更いたします。

(2) 連系された当社の系統に事故が発生した場合には，発電者の発電設備等を当社の系統から即時に解列していただきます。

なお，特別高圧電線路に連系する場合における単独運転の可否については，発電者と当社が協議のうえ決定することとします。

(3) 発電者の構内事故時には，当社の系統への波及が起こらないように確実に遮断していただきます。

(4) 発電者の保護装置の整定にあたっては，当社の供給設備の保護と協調を図ることとします。

(5) 発電者の保護装置の整定値等を，必要に応じて当社に提示していただきます。

なお，当社は，試験時には必要に応じて立ち会いを行ないます。

(6) 発電者の発電設備等から当社の系統への逆潮流等により生じる当社の低圧配電系統の常時電圧変動が，101±6ボルト，202±20ボルト内になるように自動電圧調整装置等を設置していただきます。

なお，自動電圧調整装置等の動作にともない，発電者の発電設備等の出力が抑制される場合があります。

(7) 必要に応じて，電力受給を制限または中止するために必要な機器の設置，費用の負担その他必要な措置を講じていただきます。

(8) 計量地点における力率は，常に当社の系統から見て遅れ85パーセント以上とするとともに，当社の系統から見て進み力率にならないことを原則といたします。また，高圧配電線に連系する発電設備等のうち，当社の系統の電圧上昇を防止する目的で必要と判断された場合には，計量地点の力率を協議のうえ決定させていただきます。また，系統連系後，実測等により更に対策が必要と判断された場合には，発電者側で対策を実施していただくことがあります。

なお，特別高圧電線路に連系する場合における計量地点の力率は，協議のうえ，系統の電圧を適切に維持できるように決定させていただきます。

(9)　発電者がインバータを用いた発電設備等を設置する場合には，発電設備等からの高調波流出電流を，発電設備等の交流定格電流に対し，総合電流歪み率5パーセント以下，各次電流歪み率3パーセント以下に抑制していただきます。

(10)　当社の作業時または緊急時に当社の系統を停止する場合等，発電者の発電設備等の解列が必要となる場合には，発電者の発電設備等を確実に解列していただきます。

(11)　発電者の発電設備等の事故発生時または緊急時には，当社に迅速かつ的確な情報連絡および復旧をしていただきます。

(12)　発電者の発電設備等の系統連系に際し，必要となる単線結線図等の技術資料を提出していただきます。

(13)　発電者と当社との運用申し合わせ事項については，「系統連系に関する運用申し合わせ事項」によります。

(14)　当社は，必要に応じて発電者から発電設備等の発電電力量等を記録した受発電日誌等を提出していただきます。

(15)　当社は，必要に応じて発電者から発電設備等の発電計画を提出していただきます。

## 12　承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況，用地事情，発電者の債務の支払状況その他によってやむをえない場合には，受給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

## 13　受給契約書の作成

特別の事情がある場合で，発電者または当社が必要とするときは，電力受給に関する必要な事項について，受給契約書を作成いたします。

## Ⅲ　料金の算定および支払い

### 14　料　　　　　金

料金は，料金の算定期間を「１月」として，その１月の受給電力量に，次の受給電力量料金率を乗じてえた金額といたします。

なお，関係法令の改正およびその他の事情により，当社は，受給電力量料金率および算定方法を変更する場合があります。この場合，その変更の実施期日以降の料金は，変更後の受給電力量料金率および算定方法によるものといたします。

(1)　再生可能エネルギー買取制度の対象となる受給電力量については，認定発電設備に係る設備認定等の内容により，再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等にもとづき適用される「調達価格」といたします。

(2)　(1)以外の受給電力量については，当社が別に公表する「再生可能エネルギー等からの電力購入単価」によるものといたします。

### 15　料金の適用開始の時期

料金は，受給開始の日から適用いたします。

### 16　料金の算定期間

(1)　料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし，電力受給を開始し，または受給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

(2)　記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめ発電者に電力量計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは，料金の算定期間は，(1)にかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし，電力受給を開始し，または受給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の計量

日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

## 17　受給電力量の計量等

(1)　受給電力量は，受電用電力量計およびその他計量に必要な付属装置（原則として1受給契約について1計量とし，以下総称して「受電用計量器」といいます。）により計量するものといたします。

(2)　受電用計量器は，原則として，当社の所有とし，当社で取り付けるものといたします。また，当社は，その工事費（その他計量に必要な付属装置を共用する場合は，当該共用設備の設置に要する工事費を折半したものといたします。）の全額を工事着手前に発電者から申し受けます。

(3)　受電用計量器の検針は，毎月，原則として以下に定める日に当社が行なうものといたします。

イ　発電者が当社と電気需給契約を締結している場合は，その電気需給契約に定める検針日といたします。

ロ　発電者が当社との接続供給契約に属している場合は，1日といたします。

(4)　受電用計量器に故障が生じたときは，発電者はすみやかに当社にその旨を連絡するものとし，その故障期間内の受給電力量は，そのつど発電者と当社との協議によって決定するものといたします。

(5)　高圧または特別高圧で連系する発電者の場合で，法令により受電用計量器を取り替えるときは，当社は，その工事費（その他計量に必要な付属装置を共用する場合は，当該共用設備の設置に要する工事費を折半したものといたします。）の全額を工事着手前に発電者から申し受けます。

## 18　料金の支払期日

当社は，特別の事情がない限り，以下の支払期日までに発電者に料金を支払うものといたします。

(1)　発電者が当社と電気需給契約を締結している場合は，その電気需給契約に定める支払期日といたします。

(2)　発電者が当社との接続供給契約に属している場合は，その接続供給契約に定める支払期日といたします。

### 19　料金の支払方法

(1)　料金は，発電者が指定する金融機関の指定口座に振込みによってお支払いいたします。

(2)　料金の支払いは，当社がその金融機関に払込みしたときになされたものといたします。

## Ⅳ　電　力　受　給

### 20　適正契約の保持

当社は，発電者との受給契約が電力受給の状態または設備認定の内容に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

### 21　立入りによる業務の実施

当社は，次の業務を実施するため，発電者の承諾をえて発電設備等の設置場所に立ち入らせていただくことがあります。この場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，発電者のお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

(1)　需要場所内の当社の供給設備または当社の電気工作物の設計，施工，改修または検査

(2)　33（保安等に対する発電者の協力）によって必要な発電者の電気工作物の検査等の業務

(3)　不正な電力受給の防止等に必要な発電者の発電設備等またはその他電気工作物の確認または検査

(4)　計量器の検針または計量値の確認

(5)　22（電力受給の停止，制限または中止）(1)，26（受給契約の廃止）または27（受給契約の解約等）により必要な処置

(6)　その他この要綱によって，受給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

## 22　電力受給の停止，制限または中止

(1)　当社は，当社との電気需給契約または接続供給契約により電気の供給または接続供給を停止する場合には，電力受給を停止いたします。この場合，当社は，当社の供給設備または発電者の電気設備において，電力受給停止のための適当な処置を行なうこととし，必要に応じて発電者に協力をしていただきます。

(2)　当社は，託送供給約款における給電指令の実施等に係る規定に準じて，電力受給を制限または中止することがあります。

## 23　損 害 賠 償 等

(1)　発電者または当社が，この系統連系および電力受給にともない，その相手方または第三者に対し，自らの責めに帰すべき事由により損害を与えた場合は，賠償の責めを負うものといたします。

(2)　10（電力受給の開始）(2)によって受給開始日を変更した場合または22（電力受給の停止，制限または中止）(2)によって電力受給を制限または中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3)　再生可能エネルギー買取制度の対象となる受給契約で，22（電力受給の停止，制限または中止）(2)によって電力受給を制限または中止したことにより，発電者が損害（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕第6条第1項第3号トにおいて特定供給者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは，(2)にかかわらず，発電者のお求めに応じ，当社は，当該損害について，再生可能エ

ネルギー特別措置法施行規則第6条第1項第3号トに定める額を限度として，補償するものといたします。

なお，当社は，同一の原因により発電者の受けた当該損害について，賠償の責めを負いません。

(4)　22（電力受給の停止，制限または中止）(1)によって電力受給を停止した場合または27（受給契約の解約等）によって受給契約を解約した場合には，当社は，発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(5)　漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(6)　発電者の発電設備の電圧上昇制御機能等の動作によって受給電力量が減少した場合には，当社は，その減少した受給電力量について補償の責めを負いません。

## Ⅴ　契約の変更および終了

### 24　受給契約の変更

(1)　次に該当する場合は，あらかじめその旨を当社に申し出ていただきます。

イ　発電者が，発電設備等の全部もしくは一部の変更を希望される場合，または当該発電設備等の制御方法もしくは配線の変更を希望される場合

ロ　その他，新たに設備認定を受けた場合等，受給電力量料金率が変更となる場合

(2)　発電者が受給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに受給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

### 25　名 義 の 変 更

(1)　相続その他の原因によって，新たな発電者が，それまで当社への電気の供給を行なっていた発電者の当社に対する電力受給についてのすべての権利

義務を受け継ぎ，引き続き電力受給を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。

(2)　発電者が受給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに受給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

## 26　受給契約の廃止

(1)　発電者が受給契約を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。

発電者または当社は，発電者から通知された廃止期日に，発電者の電気設備または当社の供給設備において，電力受給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じて発電者に協力をしていただきます。

(2)　受給契約は，27（受給契約の解約等）の場合を除き，発電者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし，当社が発電者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に受給契約が消滅したものといたします。

## 27　受給契約の解約等

(1)　当社は，次の場合には，受給契約を解約することがあります。

なお，この場合には，その旨を発電者にお知らせいたします。

イ　22（電力受給の停止，制限または中止）(1)によって電力受給を停止された発電者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ　発電者が次のいずれかに該当する場合で，当社の定めた期日までにその事実を解消されないとき。

(イ)　17（受給電力量の計量等）(2)または31（工事費負担金の申受けおよび精算）(1)に定める債務を受給契約成立後1月以内に支払われない場合

(ロ)　(イ)以外のこの要綱によって支払いを要することとなった債務を支払

われない場合

(ハ)　他の受給契約（既に消滅しているものを含みます。）によって支払いを要することとなった債務を支払われない場合

(ニ)　連系された発電設備等の更新について申込みをされない等，20（適正契約の保持）に定める適正契約への変更に応じていただけない場合

(ホ)　21（立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

(ヘ)　11（電力受給にともなう発電者の協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(ト)　特段の理由なく受給電力を当社に供給開始しない場合

(チ)　その他この要綱に反した場合

ハ　設備認定がその効力を失った場合

(2)　発電者が，26（受給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転される等，当社に電気を供給されていないことが明らかな場合には，当社が電力受給を終了させるための処置を行なった日に受給契約は消滅するものといたします。

## 28　受給契約消滅後の債権債務関係

受給契約期間中の料金その他の債権債務は，受給契約の消滅によっては消滅いたしません。

## 29　受給契約消滅後の連系関係

低圧で連系する発電者が，受給契約の消滅後においても引き続き連系することを希望される場合は，発電者または当社の別段の申し出がない限り，発電者は，11（電力受給にともなう発電者の協力）および「系統連系に関する運用申し合わせ事項」に係る事項を遵守したうえで，連系することができるものといたします。

なお，この場合，相続その他の原因によって，発電者が変更となるときは，あらかじめ当社に申し出ていただきます。

## Ⅵ　工 事 費 の 負 担

### 30　工 事 費 負 担 金

電力受給の開始または受給契約の変更等にともない，当社は，次により算定した金額を工事費負担金として申し受けます。

(1)　低圧で連系する場合は，電気需給契約に定めるところによるものといたします。

(2)　高圧または特別高圧で連系する場合で，かつ，電力受給の用に供することを主たる目的とする場合は，託送供給約款における受電地点への供給設備の工事費負担金に係る規定に準ずるものといたします。

(3)　(1)または(2)以外の場合には，電気需給契約または接続供給契約に定めるところによるものといたします。

### 31　工事費負担金の申受けおよび精算

(1)　当社は，工事費負担金を原則として工事着手前に発電者から申し受けます。

(2)　当社は，設計の変更，材料単価の変動その他特別の事情によって工事費負担金に著しい差異が生じた場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。

## Ⅶ　保　　　　安

### 32　調　　　　査

発電設備等や発電設備等を稼働させるために用いる設備等については，電気事業法にもとづき当社が行なう調査の対象には含まれません。

### 33　保安等に対する発電者の協力

(1)　次の場合には，発電者からすみやかにその旨を当社に通知していただきま

す。この場合には，当社は，ただちに適当な処置をいたします。

イ　発電者が，引込線，受電用計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　発電者が，発電者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2)　発電者が当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置，変更または修繕工事をされる場合および物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，その内容を当社に通知していただきます。この場合において，保安上とくに必要があるときには，当社は，発電者にその内容の変更をしていただくことがあります。

## Ⅷ　そ　の　他

### 34　設　備　認　定

当社は，当社が必要とする場合には，設備認定に係る申請または届出を発電者に代わり行なうことができるものといたします。

### 35　再生可能エネルギー買取制度にもとづく報告

当社は，再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等にしたがい，再生可能エネルギー買取制度にもとづく電力受給の実績等の報告を行なうものといたします。

### 36　そ　の　他

この要綱に定めのない事項またはこの要綱により難い特別な事情が生じた場合は，発電者および当社は誠意をもって協議し，その処理にあたるものとい

たします。

## 附　　則

### 1　実　施　期　日

この要綱は，平成27年１月26日から実施いたします。

### 2　旧要綱の変更

この要綱の実施をもって，再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（平成26年４月１日実施）は，この要綱に変更したものといたします。

### 3　再生可能エネルギー買取制度における料金の適用期間

再生可能エネルギー買取制度の対象となる受給電力量に係る料金の適用期間は，認定発電設備に係る設備認定等の内容により，再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等にもとづき適用される「調達期間」といたします。

### 4　再生可能エネルギー特別措置法附則第12条にもとづく特別措置

(1)　当社は，再生可能エネルギー特別措置法附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（以下「ＲＰＳ法」といいます。）第９条に定める認定を受けた設備について，設備または発電方法の変更，設備の廃止，その他ＲＰＳ法その他の関係法令等に定める申請または届出が必要な事由が生じた場合には，原則として，当社は発電者に代わりその申請または届出を行なうことができるものといたします。

(2)　当社は，ＲＰＳ法にもとづき受給した電気について，ＲＰＳ法その他の関係法令等に定める必要な届出を行なうものといたします。

### 5　電力受給にともなう発電者の協力についての特別措置

(1)　平成27年１月25日までに受給契約の申込みが行なわれている場合は，11（電力受給にともなう発電者の協力）(7)を適用いたしません。

(2)　平成27年１月26日以降に受給契約の申込みが行なわれている場合で，次の

ときは，11（電力受給にともなう発電者の協力）(7)を適用いたしません。

イ　発電出力が50キロワット以上500キロワット未満の太陽光発電設備で，平成27年３月31日までに受給契約の申込みが行なわれている場合

ロ　発電出力が50キロワット未満の太陽光発電設備

ハ　発電出力が20キロワット未満の風力発電設備

## 6　損害賠償等についての特別措置

(1)　再生可能エネルギー買取制度の対象となる受給契約について，平成27年１月25日までに受給契約の申込みが行なわれている場合は，23（損害賠償等）(3)にかかわらず，(3)によるものといたします。

(2)　再生可能エネルギー買取制度の対象となる受給契約について，平成27年１月26日以降に受給契約の申込みが行なわれている場合で，次のときは，23（損害賠償等）(3)にかかわらず，(3)によるものといたします。

イ　発電出力が50キロワット以上500キロワット未満の太陽光発電設備で，平成27年３月31日までに受給契約の申込みが行なわれている場合

ロ　発電出力が50キロワット未満の太陽光発電設備

ハ　発電出力が20キロワット未満の風力発電設備

(3)　22（電力受給の停止，制限または中止）(2)によって電力受給を制限または中止したことにより，発電者が損害（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則〔平成26年４月１日以降の改正を含まず，以下「旧再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕第６条第１項第３号ニにおいて特定供給者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは，23(損害賠償等)(2)にかかわらず，発電者のお求めに応じ，当社は，当該損害について，旧再生可能エネルギー特別措置法施行規則第６条第１項第３号ニに定める額を限度として，補償するものといたします。

なお，当社は，同一の原因により発電者の受けた当該損害について，賠償の責めを負いません。

## （系統連系に関する運用申し合わせ事項）

## Ⅰ　共　通　事　項

### 1　基　本　事　項

発電者および当社は，それぞれの設備の運転，操作と機能の維持について責任分界点を境界とし，お互いが責任をもってあたるとともに，人身ならびに設備の安全確保と電力系統の円滑な運営を図るために相互に協力する。

### 2　発電設備等の操作等

発電者は，当社より人身安全，設備安全上等の理由で発電設備等の停止を依頼された場合には，すみやかに発電設備等を停止する。

また，発電者の不在等で当社から発電者の発電設備等の停止を依頼できない場合および緊急時には，当社は，発電者への連絡を行なわずに電力量計の接続箇所等，任意の箇所で発電者の発電設備等を当社の系統から切り離すことができる。

### 3　系統連系保護装置等の整定および機能維持

(1)　発電者の系統連系保護装置の整定値は，発電者と当社が協議のうえ決定する。

また，これを変更する場合も発電者と当社が協議のうえ決定する。

(2)　低圧配電線または高圧配電線に発電設備等を連系する場合において，発電者の系統連系保護装置の整定値は，発電者と当社が協議のうえ，次により決定する。

イ　当社が整定値を指定しない場合は，発電者の申請整定値とする。

ロ　当社が整定値を指定する場合は，当社が発送する「系統連系に対する検討結果回答書」にてお知らせした整定値とする。

(3)　発電者の系統連系保護装置の整定は，発電者が実施する。

(4)　発電者は，人身ならびに設備の安全確保と電力系統の円滑な運営のため，

メーカー等知識技能を有する者や電気主任技術者等による系統連系保護装置等の定期的な点検を行ない，その機能を維持する。

## Ⅱ　低圧配電線に発電設備等を連系する発電者

### 4　自立運転に関する留意事項

(1)　当社の配電線は事故停電の際，一定時間後に自動的に再送電するため，発電者は自立運転機能の使用に留意する。

(2)　発電者は，系統連系から自立運転への移行時および自立運転から系統連系への移行時には，取扱説明書等にしたがい十分注意して操作を行なう。

### 5　復電後の再連系に関する留意事項

当社の系統が復電した後の系統連系操作は，復電を確認した発電者の自主操作とする。

## Ⅲ　高圧配電線に発電設備等を連系する発電者

### 6　連　絡　体　制

(1)　発電設備等の系統連系に関して，当社から発電者への連絡が必要となる場合の，発電者の連絡先および当社の連絡先を，相互にあらかじめ定めておく。

(2)　発電者の連絡先が変更となる場合は，すみやかに当社に連絡する。

### 7　自立運転に関する留意事項

(1)　当社の配電線は事故停電の際，一定時間後に自動的に再送電するため，発電者は自立運転機能の使用に留意する。

(2)　発電者は，系統連系から自立運転への移行時および自立運転から系統連系への移行時には，実施細目等にしたがい十分注意して操作を行なう。

### 8　復電後の再連系に関する留意事項

(1)　当社の系統が復電した後の系統連系操作は，発電者から当社へ連絡し，協議のうえ，発電者が実施する。

ただし，発電設備等の出力が，当社との電気需給契約における契約電力または当社との接続供給契約における接続供給電力に比べて極めて小さい場合は，個別に協議のうえ，復電を確認した発電者の自主操作とする場合がある。

(2)　インバータを除く小出力発電設備を高圧配電線へ連系する場合は，復電後の発電設備等の運用について，個別に協議する場合がある。

## Ⅳ　特別高圧電線路に発電設備等を連系する発電者

### 9　運用申合書の作成

当社は，系統運用上必要な事項について，発電者と別途，運用申合書を締結する。

## Ⅴ　そ　の　他

### 10　実施細目の作成

この要綱に記載のない事項について，当社が必要とする場合は，実施細目を作成する。